

## Q. 青い回転灯を載せた車の事、知っていますか？

A. それは、青色防犯パトロールカーです。(通称青パト)  
一般の車に回転灯を取り付けることは法令で禁止されていますが、平成 16 年 12 月 1 日より、一定の要件を満たした車は青色回転灯を取り付けて防犯パトロールができるようになりました。  
防犯ボランティア団体の方々や自治体等が青色回転灯を使用して自主防犯活動を行っています。



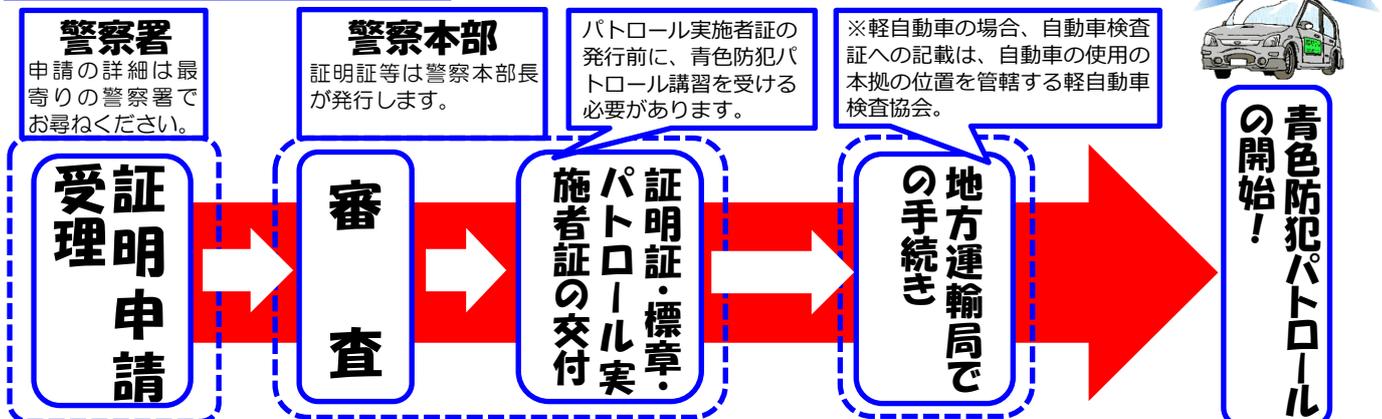
石川県では平成 24 年 1 月末現在、141 団体、471 台の青パトが活動しています。  
登下校時の子ども見守り活動や、夜間のパトロール等の自主防犯パトロールを実施し、地域の皆さんの安全安心を守っています。



青色回転灯



### 申請手続きの流れ



### 申請できる団体

- 自主防犯パトロールを行う団体であって、次のいずれにも適合していると警察本部長が認めるものです。
1. 団体が次のいずれかに該当すること。
    - ① 県又は市町
    - ② 知事、警察本部長・警察署長、市町長から防犯活動の委嘱を受けた団体又は委嘱を受けた者により構成される団体
    - ③ 地域安全活動を目的として設立された公益法人、NPO 法人、地方自治法の規定により市町長の認可を受けた自治会等
    - ④ 県又は市町から防犯活動の委託を受けた者
  2. 実績・計画に照らし、継続的な自主防犯パトロールの実施が認められること。
  3. 青色防犯パトロール講習を受講していることなど、防犯パトロール中に予想される事案に対し、適切に対応できると認められること。
  4. 青色防犯パトロールを適切な方法により実施することができると認められること。